

令和3年度（2021年度） 北方領土体験学習実施要領

1 目的

次代を担う若い世代が北方領土の歴史や産業を学び、体験することを通して、北方領土問題の解決に向けた関心を喚起する。

2 実施主体

北海道

3 事業概要

【日時】 令和3年（2021年）9月中旬から10月末まで
（漁の影響により終了期日が早まることがある。）

【場所】 根室管内市町（標津町）

【内容】 中学生、高校生を対象に、北方領土の最も盛んな産業であった漁業について体験学習等を実施し、北方領土問題への関心と理解を深める。

次第(予定) 【所要時間 およそ4時間30分 例:10:30～15:00】

- ・北方領土学習
北方領土の歴史や産業等についての学習（講師：北方領土対策課職員）
 - ・北方領土の語り部講話
当時の暮らしや自身の体験についての語り（講師：元島民等）
 - ・漁業体験学習
サケ漁の学習及び水産加工体験（講師：南知床標津町観光協会会員）
- 【体験学習概要】
- 当時、北方領土において主産業であったサケ漁をテーマとし、漁業の方法や加工方法等について説明を受け、新巻鮭作り体験を行うことで北方領土問題への関心と理解を深める。
- ・振り返り学習（感想文等の作成・提出）
学習内容を深く理解させることを目的に振り返り学習を実施

4 募集要領

別紙「令和3年度（2021年度）北方領土体験学習参加校募集要領」のとおり

5 参加校及び参加人数

道内の中学校又は高等学校 2校 80人まで（1校あたり40人まで（教員を除く））

6 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止する場合があります。

【問い合わせ先】

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課啓発係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-204-5069（直通）
FAX：011-232-1780
メール：ryodo.kikakuc@pref.hokkaido.lg.jp